

事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

経営者保証を不要とする 事業承継特別保証制度 のご案内

※令和5年4月1日改正版

- 事業承継時に利用可能
(事業承継後にも利用ができる場合もあり)
- 経営者保証不要
- 「専門家」(※)による確認を受けた場合には
信用保証料率を大幅に軽減
- 経営者保証ありの既存の借入金についても
借換可能 (本制度で経営者保証不要に)

ご利用いただける方

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

- (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA有利子負債倍率(注)が15倍以内であること
(注) EBITDA有利子負債倍率
= (借入金・社債一現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 返済緩和している借入金がないこと

⇒詳しくは、裏面の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

※「専門家」とは、

経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(公財)21あおもり産業総合支援センター内の「青森県中小企業活性化協議会」(TEL:017-723-1021)および「青森県事業承継・引継ぎ支援センター」(TEL:017-723-1040)をいいます。

<参考:国の経営者保証解除に向けた取り組みについて>

本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。

中小企業庁 HP: <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm>

青森県信用保証協会

裏面もご参照下さい

事業承継特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円 (組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	事業資金 既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能 (ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間は1年以内)
信用保証料率	0.45%~1.90% 0.20%~1.15%(専門家による確認を受けた場合)
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限ります)
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 (1) 事業承継計画書 (2) 財務要件等確認書 (3) 借換債務等確認書(既往借入金を借り換える場合) (4) 他行借換依頼書兼確認書 (既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合) (5) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート (専門家による確認を受け、上記0.20%~1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

お問い合わせ先

詳しくは、与信取引のある金融機関又は当協会までお問い合わせください。

青森県信用保証協会 本部担当部署 保証業務課 TEL 017-723-1354

【営業所・支所】

青森営業所 017-723-1353 弘前支所 0172-32-1331 八戸支所 0178-24-6181

五所川原支所 0173-35-4121 十和田支所 0176-23-4331 むつ支所 0175-22-1204

中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート！



青森県信用保証協会

表面もご参照下さい